

潮来市社協 指定訪問介護事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人潮来市社会福祉協議会が開設する潮来市社協指定訪問介護事業所（以下「潮来市事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性をふまえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 潮来市社協 指定訪問介護事業所
- 2 所在地 潮来市辻 765 番地

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定訪問介護の提供に当たるものとする。
- 2 サービス提供責任者 2名以上
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申し込みに係わる調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
- 3 訪問介護員等 9名以上
訪問介護員等は、指定訪問介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から日曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までの年末年始を除く。
- 2 営業時間 午前8時00分から午後6時00分までとする。

(訪問介護の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活支援
- (3) 通院等乗降介助

2 次条の通常の事業の実施区域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。

1 事業所から、1 km当たり 30円

2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、潮来市の全域とする。

(苦情処理)

第9条 自ら提供した指定介護予防支援又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

第10条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに管理者に報告し、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

第11条 担当職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、担当職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する。

2 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあっては利用者の

同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておかなければならない。

(虐待防止等)

第12条 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催する。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 担当職員に対し、虐待防止のための研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置する。

2 サービス提供中に、当該センター担当職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを潮来市に通報するものとする。

(身体的拘束等の原則禁止)

第13条 サービス提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第14条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対して必要なサービスの提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。

3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第15条 訪問介護事業所は、介護員等の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

1 採用時研修 採用後3か月以内

2 継続研修 年1回

3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人潮来市社会福祉協議会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則	この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
付則	この規程は、平成 13 年 12 月 1 日から施行する。
付則	この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
付則	この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
付則	この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
付則	この規程は、平成 16 年 6 月 15 日から施行する。
付則	この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
付則	この規程は、平成 18 年 4 月 3 日から施行する。
付則	この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
付則	この規程は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。
付則	この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。